

コンベンション助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市で開催されるコンベンション主催者に対し、必要な資金の助成を行うことによりコンベンションの誘致を推進し、地域経済の活性化を図るとともに国際会議観光都市として、人的交流の増加と国際化の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション」とは、会議、大会、スポーツ大会、展示見本市及びイベント等の催しをいう。

2. 定着型コンベンションとは、下関市において、定期的で開催されるコンベンションをいう。

(助成対象事業)

第3条 コンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となるコンベンションは、下関市で開催されるコンベンションで、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 参加対象者が、中国地方以上の規模であるもの。
- (2) 下関市内の宿泊施設における宿泊者が、述べ201人以上であること。
- (3) コンベンションの内容が、次のいずれかに該当するもの。
 - ① 産業、学術、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与するもの。
 - ② 市民生活又は社会福祉の向上に寄与するもの。
 - ③ 下関市の国際性を高め、国際会議観光都市のイメージの向上に寄与するもの。

2. その他、下関観光コンベンション協会が特に認めるものは、この限りではない。

(除外規定)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象としない。

- (1) 国又は県が主催又は共催を行うコンベンション等。
- (2) 下関市が主催又は共催を行うコンベンション等。
- (3) 下関市より補助金等の交付を受けるコンベンション等。
- (4) 定着型コンベンションの場合。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (6) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (7) その他、下関観光コンベンション協会が適当でないとした場合。

(助成金の範囲)

第5条 前条に規定する助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は別表1に定めるとおりとする。

2. 下関観光コンベンション協会が特に認めるときは、前項による額を超えて助成することができる。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、開催予定日の1ヶ月前までに、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 開催要綱及び事業計画書
- (3) 収支見積書

(助成対象事業の内容の変更)

第7条 申請者は、前条に規定する書類に記載した事項について変更しようとする場合、あらかじめ下関観光コンベンション協会の承認を得なければならない。ただし、経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

(交付決定)

第8条 下関観光コンベンション協会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときには「助成金交付決定通知書」(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合、下関観光コンベンション協会は、交付のために必要な条件を付すことができる。

(交付請求)

第9条 前条の通知を受けた申請者は、「助成金交付請求書」(第3号様式)を下関観光コンベンション協会に提出するものとする。

(助成金の流用の禁止)

第10条 交付決定申請者は、この要綱の規定により、交付される助成金を助成の対象となる経費以外の経費に使用してはならない。

(完了報告)

第11条 交付決定申請者は、事業終了後1ヶ月以内に、次に掲げる書類を下関観光コンベンション協会に提出するものとする。

- (1) 完了報告書(第4号様式)
- (2) 事業内容報告書
- (3) 収支決算書

(助成金の返還)

第12条 下関観光コンベンション協会は、申請者が次の各号のいずれかに返還するとみとめる

ときは、助成金の決定を取り消し又は助成金の全部若しくは一部を変換させることができる。

- (1) 交付要綱に違反したとき。
- (2) 申請事項又は報告事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第7条の条件に違反したとき。

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に下関観光コンベンション協会が定める。

附則

この要綱は、平成9年5月1日より施行する。